

審決

不服 2015-5914

(省略)

請求人 フラウンホッフアーゲーゼルシャフト ツァ フェルダールング デ
ァ アンゲヴァンテン フォアシュンク エー. ファオ

(省略)

代理人弁理士 岡田 全啓

特願 2011-546842 「オーディオエンコーダ、オーディオデコーダ、
符号化されたオーディオ情報、オーディオ信号を符号化および復号化する方法
およびコンピュータ・プログラム」 拒絶査定不服審判事件〔平成 22 年 8 月 5
日国際公開、WO 2010/086373、平成 24 年 7 月 19 日国内公表、
特表 2012-516462〕について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

第 1 手続の経緯

本願は、2010 年（平成 22 年）1 月 28 日（パリ条約に基づく優先権主
張 2009 年 1 月 28 日 米国（US））を国際出願日として出願したもの
であって、平成 24 年 12 月 25 日付け拒絶理由通知に対して平成 25 年 7 月
5 日付けで手続補正がなされ、同年 9 月 10 日付け拒絶理由通知に対して平成
26 年 3 月 19 日付けで手続補正がなされたが、同年 11 月 25 日付けで拒絶
査定がなされた。これに対し、平成 27 年 3 月 31 日付けで拒絶査定不服審判
の請求がなされると共に手続補正がなされ、同年 12 月 21 日付け当審の拒絶
理由通知に対して、平成 28 年 6 月 21 日付けで手続補正がなされたものであ
る。

第 2 平成 27 年 12 月 21 日付け当審の拒絶理由通知の内容

本件出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で不備のため、特許法第 36
条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていない。

記

1. 請求項 1 について

請求項 1 の 15 行～17 行目には、「前記オーディオデコーダは、前記可変
符号語長のウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の

依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される」（以下「発明特定事項A」という。）と記載されている。

（１）しかしながら、本願明細書の段落【００７４】には、「（中略）ウィンドウ・セクタ２７０は、ウィンドウ情報２７２を変換器／ウィンドウ化器２５４に提供するように構成される」と記載され、また、本願請求項２には、「前記ウィンドウ・セクタ（２７０）は、前記ウィンドウ傾斜長情報に基づいて・・・構成される」と記載されている。

そうすると、本願の請求項１に係る発明は明確でない。

（２）また、本願明細書の段落【００８６】には、「上記を要約すると、ウィンドウ・セクタ２７０は、現在のフレームに関連するウィンドウ・タイプを決定するために、前のフレームの「w i n d o w _ l e n g t h」情報および現在のフレームの「w i n d o w _ l e n g t h」情報を評価するように構成される。さらに、現在のフレームの「w i n d o w _ l e n g t h」情報の値に基づいて、現在のフレームに関連するウィンドウ・タイプを決定するために、ウィンドウ・セクタ２７０は、選択的に、現在のフレーム「t r a n s f o r m _ l e n g t h」情報を考慮に入れるように構成される。」と記載されている。

そうすると、本願の請求項１に係る発明は明確でない。

上記（１）及び（２）より、当該発明特定事項Aは、「前記ウィンドウ・セクタ（２７０）は、前記可変符号語長のウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係および隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される」と補正されることを検討されたい。

２．請求項９について

（１）請求項９の９行～１１行目には、「前記ウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）は、長い移行傾斜を有するウィンドウ（３１０、３１２、３１４、３１６、３１８）および短い移行傾斜を有するウィンドウの使用の間に切り替わるように構成され」（以下「発明特定事項B」という。）と記載されている。

しかしながら、本願明細書段落【００５２】には、「第４のウィンドウ・タイプ３１６は、・・・短い左側ウィンドウ傾斜３１６a（１２８サンプル）および短い右側ウィンドウ傾斜３１６b（１２８サンプル）を含む。」と記載され、また、本願明細書段落【００５３】には、「第５のウィンドウ・タイプ３１８は、・・・短い左側ウィンドウ傾斜３１８aおよび短い右側ウィンドウ傾斜３１８bを含む。」と記載されている。

そうすると、本願の請求項９に係る発明は明確でない。

当該発明特定事項Bは、「前記ウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）は、長い移行傾斜を有するウィンドウおよび短い移行傾斜を有するウィンドウ（３１０、３１２、３１４、３１６、３１８）の使用の間に切り替わるように構成され」と補正されることを検討されたい。

(2) 請求項 9 の 20 行～22 行目には、「前記オーディオエンコーダは、前記可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される」と記載されている。

しかしながら、本願明細書段落【0075】には、「オーディオデコーダ 200 は、他の主要な構成要素として、オーディオ情報の所定のフレームに関連する時間一周波数表現 242 の所定の部分の処理のためのウィンドウを選択するために可変符号長のウィンドウ情報 224 を評価するように構成されるウィンドウ・セクタ 270 を含む。」と記載されており、オーディオデコーダ 200 のウィンドウ・セクタ 270 が可変符号長のウィンドウ情報 224 を評価、すなわち、前記可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成されているものである。

そうすると、請求項 9 は、「オーディオエンコーダ」の発明であり、「前記オーディオエンコーダは、前記可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用する」とはエンコーダの如何なる技術事項を特定しているのか不明である。

したがって、本願の請求項 9 に係る発明は明確でない。

3. 請求項 13 について

請求項 9 と同様の理由により、本願の請求項 13 に係る発明は明確でない。

第 3 本願発明

本願の請求項 1, 9 及び 13 に係る発明は、平成 28 年 6 月 21 日付け手続補正書の特許請求の範囲の請求項 1, 2 及び 13 に記載された事項により特定される以下のとおりのもものと認める。なお、下線部は補正された事項である。

「【請求項 1】

符号化オーディオ情報 (210) に基づいて復号化オーディオ情報 (212) を提供するためのオーディオデコーダ (200) であって、

前記符号化オーディオ情報 (210) によって示されるオーディオ情報の時間一周波数表現 (242) をオーディオ情報の時間領域表現 (252) にマッピングするように構成されるウィンドウ・ベースの信号変換器 (250) を含み、

前記ウィンドウ・ベースの信号変換器は、ウィンドウ情報 (272) を用いて異なる移行傾斜 (310a、312a、314a、316a、318a、310b、312b、314b、316b、318b) のウィンドウおよびそれらと関連して異なる変換長を有するウィンドウを含む複数のウィンドウ (310、312、314、316、318) からウィンドウを選択するように構成され、

前記オーディオデコーダ（２００）は、オーディオ情報の所定のフレームに関連する時間一周波数表現の所定の部分の処理のためのウィンドウを選択するために可変符号語長のウィンドウ情報（２２４）を評価するように構成されるウィンドウ・セクタ（２７０）を含み、

前記オーディオデコーダは、前記可変符号語長のウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される、オーディオデコーダ（２００）。」

「【請求項 ９】

入力オーディオ情報（１１０）に基づいて符号化オーディオ情報（１９２）を提供するためのオーディオエンコーダ（１００）であって、

前記入力オーディオ情報（１１０）の複数のウィンドウ化された部分に基づいてオーディオ信号パラメータ（１３２）のシーケンスを提供するように構成されたウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）を含み、

前記ウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）は、前記入力オーディオ情報（１１０）の特性に基づいて前記入力オーディオ情報のウィンドウ化された部分を得るためのウィンドウ・タイプを適応させるように構成され、

前記ウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）は、長い移行傾斜を有するウィンドウおよび短い移行傾斜を有するウィンドウ（３１０、３１２、３１４、３１６、３１８）の使用の間に切り替わるように構成され、さらに、２つ以上の異なる変換長を有するウィンドウの使用の間に切り替わるように構成され、

前記ウィンドウ・ベースの信号変換器（１３０）は、前記入力オーディオ情報の先の部分および前記入力オーディオ情報の現在の部分のオーディオ・コンテンツを変換するために用いられるウィンドウ・タイプに基づいて前記入力オーディオ情報の現在の部分を変換するために用いられるウィンドウ・タイプを決定するように構成され、

前記オーディオエンコーダは、可変長符号語を用いて前記入力オーディオ情報（１１０）の現在の部分を変換するために用いられるウィンドウのタイプを示すウィンドウ情報（１４０）を符号化するように構成され、

前記オーディオエンコーダは、前記可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される、オーディオエンコーダ（１００）。」

「【請求項 １３】

入力オーディオ情報に基づいて符号化オーディオ情報を提供する方法（１１００）であって、

前記入力オーディオ情報の複数のウィンドウ化された部分に基づいてオーディオ信号パラメータのシーケンスを提供するステップ（１１１０）であって、前記入力オーディオ情報の特性に基づいて前記入力オーディオ情報のウィンドウ化された部分を得るためのウィンドウ・タイプを適応させるために、長い移行傾斜を有するウィンドウおよび短い移行傾斜を有するウィンドウの使用の間

で、および、それらと関連して2つ以上の異なる変換長を有するウィンドウの使用の間に切り替えが実行されるステップ（1 1 1 0）、および

可変長符号語を用いて前記入力オーディオ情報の部分を変換するために用いられるウィンドウのタイプを示す情報を符号化するステップを含み、

可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係が利用される、方法（1 1 0 0）。」

第4 平成28年6月21日付け意見書の内容

（1）本願発明につき、審判長殿は、請求項1，9，13の記載が不備であるとして、拒絶理由を通知されました。

しかしながら、本件出願人は、現在の請求項1，9，13は、許可可能とされるべきであるとの意見を持っております（但し、請求項9に関する拒絶理由のご示唆2.（1）は受け入れ可能であり、本意見書と同時差出しの補正書により、ご示唆どおり補正いたしました）。

（2）（i）まず、独立請求項1の最終段落の「または」という組合せがなぜ認められるべきかについての意見は、以下の通りです。

「前記オーディオデコーダは、前記可変長符号語長のウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長との間の依存性または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用するように構成される。」と特定されております。

しかしながら、図6Aを参照しますと、隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を考慮する必要はないことが見て取れます。

「現在フレームの変換長（transform_length）」の欄から見て取れる通り、「0（または伝送なし）」とラベル付けされるケースは2つあります。実際、「現在フレームの transform-length」が2番目および3番目のケースにおいて「0」として伝送された場合（「LONG_START_SEQUENCE」および「LPD_START_SEQUENCE」とラベル付けされる行）、これは「前フレームのウィンドウ長（window_length）」が考慮されないことを意味します（「0」に等しい「前フレームの window_length」、すなわち前フレームの長いウィンドウ長とは、「現在フレームの transform_length」がゼロに等しいことを意味するからである）。言い換えれば、前フレームのウィンドウ形状の間の相関関係が何らかのケースで考慮されていれば、「LONG_START_SEQUENCE」および「LPD_START_SEQUENCE」とラベル付けされたケースにおける値「0」の伝送は生じません（必要がない）。さらに別の言葉で言えば、「0」（「伝送なし」を言い換えたもの）の存在は、この例では可変長符号語長のウィンドウ情報を使用しているため、隣接するフレームのウィンドウ形状の相関関係は利用されていないことを示します。

要するに、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存性だけを考えるのであれば（隣接するフレームのウィンドウ長の間の相関関係を考えず）、不要な

情報がいくつかありますが（「LONG_START_SEQUENCE」および「LPD_START_SEQUENCE」のケースについて示された「現在フレームの transform_length」の値「0」）、「ONLY_LONG_SEQUENCE」および「LONG_STOP_SEQUENCE」の場合には、伝送される情報の削減が、まだあります。このように、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存性だけを考えるのは合理的であります。

よって、可変語長ウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存性および隣接フレームのウィンドウ形状の間の相関関係の両方を利用することは、必要な特徴ではありません。

一方で、可変語長ウィンドウ情報を用いて、隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係だけを考慮することも同じく合理的となります。

再び、図 6 A を参照しますと、「前フレームの window_length」が「0（長いウィンドウ長）」であることが判れば、「現在フレームの transform_length」が長く（「0」で示される）、「現在フレームの transform_length」をオーディオエンコーダからオーディオデコーダに伝送する必要はないと、即座に判断できます。このように、隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係のみを考慮する（移行傾斜の選択と変換の選択との依存性を考慮しない）ことは、可変語長ウィンドウ情報を用いることによる、ビットの節減をもたらします。

当然、両方のアプローチ（移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存性および隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係）を同時に用いれば、最大限のビットレート削減がもたらされます。

このように、本願発明のアプローチおよび実施例に鑑みますと、請求項 1 の末尾における「および」という表現は必要ではなく、「または」という表現が適切であると思料いたします。

（i i）また、請求項 9 および 13 につきましても、現状の記載は、適切であると思料いたします。とりわけ、可変語長ウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択の間の依存性または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用することも、オーディオエンコーダおよびオーディオ符号化の機能であることを、喚起していただきたく存じます。

例えば、図 6 a、ならびに図 7 a、7 b、7 c がウィンドウ・タイプを符号化するための発明概念を示していると言及されています（出願時点の段落【0064】第 1 文をご参照ください）。

また、当業者にとっては、可変語長ウィンドウ情報を提供し評価するうえでは、符号化と復号化が同じ発想に基づいていることは自明であります。

また、オーディオエンコーダの特定の下位構成要素に機能が束縛される必要はない（図１Ｂに「可変語長符号化」が示されているにしても）ことをご納得いただければ、と思料いたします。

（３）まとめ

以上のように、本願発明の請求項１，９，１３の記載は、不備なものではなく、許可可能な記載であるものと思料いたします。

従いまして、審判長殿におかれましては再度合議いただき、本件は特許すべきものとするとの審決を賜りますようお願い申し上げます。

第５ 当審の判断

請求項９に係る発明について、オーディオエンコーダの発明である請求項９において、「前記オーディオエンコーダは、前記可変長符号語を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用する」（以下「発明特定事項Ｃ」という。）とはエンコーダの如何なる技術事項を特定しているのか不明である旨の拒絶理由（上記「第２ ２．（２）」を参照）を通知したが、平成２８年６月２１日付け手続補正において、補正はなされていない。

請求項９の上記発明特定事項Ｃは、審判請求時の補正により追加されたもので、その根拠は本願明細書の段落【００４６】に基づくとされているが、オーディオエンコーダの構成についての記載である段落【００４６】には、上記発明特定事項Ｃに係る記載はない。

また、上記発明特定事項Ｃにおける「移行傾斜の選択と変換長の選択との間の依存関係または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用する」点については、本願明細書の段落【００１４】及び【００１５】に、「・・・例えば、可変符号語長（当審注：「可変符号語長」の誤記）のウィンドウ情報を用いることにより、移行傾斜の選択および変換長の選択の間に依存関係があることを利用することができる。（段落【００１４】）」、「・・・隣接するフレームのウィンドウ形状間に概して相関がある点に留意する必要がある、（段落【００１５】）」との記載があるが、上記記載は、可変符号語長（当審注：「可変符号語長」の誤記）のウィンドウ情報を利用するものであるから、オーディオデコーダに係る記載と認められ、可変長符号語を用いるオーディオエンコーダの如何なる技術事項を特定しているのか不明である。

なお、請求人は平成２８年６月２１日付け意見書において、「また、請求項９および１３につきましても、現状の記載は、適切であると思料いたします。とりわけ、可変語長ウィンドウ情報を用いて、移行傾斜の選択と変換長の選択の間の依存性または隣接するフレームのウィンドウ形状の間の相関関係を利用することも、オーディオエンコーダおよびオーディオ符号化の機能であることを、喚起していただきたく存じます。

例えば、図 6 a、ならびに図 7 a、7 b、7 c がウィンドウ・タイプを符号化するための発明概念を示していると言及されています（出願時点の段落【0064】第 1 文をご参照ください）。

また、当業者にとっては、可変語長ウィンドウ情報を提供し評価するうえでは、符号化と復号化が同じ発想に基づいていることは自明であります。」と主張している。

しかしながら、本願の図 6 a、ならびに図 7 a、7 b、7 c 及び段落【0064】第 1 文の記載には、上記発明特定事項 C にかかる記載はなく、可変長符号語を用いるオーディオエンコーダの如何なる技術事項を特定しているのか不明であり、加えて、「可変符号語長のウィンドウ情報を用いるオーディオデコーダ」と「可変長符号語を用いるオーディオエンコーダ」とに係る発明特定事項が自明とも認められない。したがって、請求人の上記主張は認められない。

なお、請求項 13 についても、請求項 9 についての判断と同様である。

よって、当審の拒絶理由の理由は解消していない。

第 6 むすび

以上のとおり、本願は、特許請求の範囲の記載が、特許法題 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていない。

よって、結論のとおり審決する。

平成 29 年 1 月 10 日

審判長特許庁審判官 酒井 朋広

特許庁審判官 森川 幸俊

特許庁審判官 井上 信一

（行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 18. 537-WZ (G 10 L)

出訴期間として 90 日を附加する。

審判長 特許庁審判官酒井 朋広 8935

特許庁審判官井上 信一 9058

特許庁審判官森川 幸俊 8729